

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

支給額 児童1人あたり一律 **5万円** 申請期限 **2月28日(月)**



※支給には申請が必要です。詳しくは宮古島市ホームページをご確認ください。▶▶▶▶
※令和3年5月に下記の給付金のいずれかを受け取った方は、再申請できません。

○ひとり親世帯ではない方

支給対象者 ①②の両方に該当する方

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害時の場合20歳未満）を養育する父母など（※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象です）
- ②令和3年度住民税（均等税）が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方



お問合せ 児童家庭課 ☎72-3751(代) (内線2594)

○ひとり親世帯の方

支給対象者 ①または②に該当する方

- ①公的年金等を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ②コロナの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方



お問合せ 児童家庭課 ☎72-3751(代) (内線2585)

給付 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

コロナの影響で緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労等による自立を図るため、本支援金を支給します。※自立支援金（初回）の受給が終了した世帯も基準を満たせば一度に限り再支給が可能となりました。

支給対象世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、令和4年3月末までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの申込みに至らなかった世帯
- ・令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する世帯で、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯、または令和4年3月末までに借り終わる世帯

上記のいずれかに該当したうえで、生計維持・収入・求職活動要件等を満たす世帯が対象です。

対象世帯には申請書類を順次郵送しています。

詳しくは同封の書類をご確認ください。

支給額 単身世帯6万円、2人世帯8万円
3人以上世帯10万円

※住居確保給付金と併給可。



支給期間 3ヶ月間

申請期限 **3月31日(木)** ※当日消印有効

申請方法 必要書類を揃えて、福祉政策課へ郵送または持参。

問 福祉政策課 ☎73-1981

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

申請が必要な方 ・対象児童②に該当するお子様のみを養育する保護者の方
・公務員で対象児童①または③に該当するお子様がいる方

1. 対象児童

- ① R3. 9月分の児童手当支給対象の児童
- ② 9月30日時点で高校生の児童（H15年4月2日～H18年4月1日生）
※保護者の所得が児童手当の支給対象の金額と同等未満の場合。
- ③ R3年9月～R4年3月31日までに生まれた、児童手当の支給対象の新生児

2. 給付対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者。



3. 給付額

対象児童1人につき **10万円**

4. 申請方法 ※申請が必要な方のみ

市が送付する申請書に必要事項を記入し、期日までに返送。



5. 支給の流れ

申請内容の審査・確認をし、支給（不支給）決定通知書を送付します。支給が決定された世帯には、順次申請書に記入した口座へ給付金を振り込みます。

6. 申請期限

令和4年 **2月28日(月)** ※当日消印有効
※令和4年2月14日(月)以降に生まれた「新生児」については、誕生日から15日以内

問 児童家庭課 ☎72-3751(代)

知っていますか？ 特別障害者手当と障害児福祉手当

特別障害者手当

◆対象者

在宅で心身に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上で一定の要件に該当する方（認定基準により該当しない場合があります。）

◆支給制限

- ・施設に入所している方
- ・病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方



◆手当額（月額）…27,350円（R3年度）

障害児福祉手当

◆対象者

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満で、一定の要件に該当する方（認定基準により該当しない場合があります。）

◆支給制限

- ・施設に入所している方
- ・障害年金を受給している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方



◆手当額（月額）…14,880円（R3年度）

※両手当とも支給月は2、5、8、11月です。

それぞれの支給月前月までの3ヶ月分を本人の口座に振込みます。

※現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する場合は速やかに届け出をしてください。



問 障がい福祉課 庶務給付係 ☎73-1975